

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 程：令和6年11月28日（木）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和6年10月15日から令和6年11月28日まで

（2）現地調査箇所

八尾コミュニティセンター、八尾ふらっと館、男女共同参画推進センター、牛岳温泉スキー場

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア 市民生活部

- ・地域コミュニティ推進課（八尾コミュニティセンター含む）
- ・市民協働相談課
- ・男女共同参画推進センター

イ 商工労働部

- ・コンベンション・薬業物産課
- ・観光政策課
- ・牛岳温泉スキー場

（2）対象期間

令和5年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 市民生活部 地域コミュニティ推進課

- ア 富山市会計規則において、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入について適正と認める場合には直ちに調定をし、調定書を作成しなければならないとされているが、八尾コミュニティセンター等の使用料について、使用者から領収した現金が払込書により指定金融機関等へ払い込まれた後、地域コミュニティ推進課で調定書を作成するまでに 1 か月以上経過しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 八尾ふらっと館の開館時間と使用時間について、富山市八尾ふらっと館条例施行規則第 2 条で、開館時間は、火曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 6 時まで、日曜日、土曜日及び休日は午前 9 時から午後 5 時までとされているが、第 3 条で、施設の使用時間は午前 9 時から午後 10 時までとされている。施設のうち事前の使用申請及び承認が不要であるマルチホールについては午前 9 時から午後 10 時まで使用できるにもかかわらず、閉館後の使用ができない状態となっているので、改善を図られたい。
- ウ 八尾ふらっと館について、公の施設として富山市八尾ふらっと館条例に定めるマルチホールの一部を、特定の団体に対して行政財産目的外使用許可により占用させ、無償で使用させているので、改善を図られたい。
- エ 八尾ふらっと館の備品台帳及び物品現在高調書について、令和 6 年 2 月に地域コミュニティ推進課で一括して購入したワイヤレスマイク等の受入の記載

がされていなかったなので、改善を図られたい。

(2) 市民生活部 大久保ふれあいセンター

使用料の算定及び徴収について、リハーサル等のために施設を使用する場合、使用料は、富山市大久保ふれあいセンター条例別表に定める額の 40%に相当する額となり、使用日が冷暖房期間中であるときは冷暖房料金として別表に定める額の 20%に相当する額を、休日、土曜日又は日曜日であったときは土日休日料金として別表に定める額の 10%に相当する額を加算するべきところ、条例別表に定める額の 40%に相当する額に、冷暖房料金分の 20%や土日休日料金分の 10%を乗じて加算額を算定していたので、改善を図られたい。

(3) 市民生活部 八尾コミュニティセンター

ア 使用承認申請書について、八尾コミュニティセンターで決裁がされていないものが複数見受けられた。また、公印を使用するときは、決裁文書と照合の上、施行する文書を添えて、あらかじめ公印管理者の承認を受けなければならないとされているが、公印使用簿の公印管理者欄に承認を受けることで公印を使用し、使用承認書を交付していたので、改善を図られたい。

イ 八尾コミュニティセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとされ、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとされているが、使用者からの依頼により午前 9 時前から開館する場合、令和 5 年度においては臨時の変更手続きをせずに供用時間を変更しており、令和 6 年度においては、地域コミュニティ推進課長決裁とするところ、八尾コミュニティセンター所長決裁により変更していたので、改善を図られたい。

ウ 施設を使用しない者に附属設備のみの使用を許可し、富山市八尾コミュニティセンター条例施行規則に定める附属設備の使用料を徴収しているものが見受けられたので、改善を図られたい。

エ 施設の使用承認を受けようとする者は、使用日の 6 月前から当該使用日の 7 日前までに使用承認申請書を提出しなければならないとされているが、期間外の申請を受け付けているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

オ 使用料の算定及び徴収について、次の誤りが見受けられたので改善を図られたい。

(ア) 使用料は前納とするとされているが、使用料を後日徴収しているものが複数あった。

(イ) 使用料の算定において、富山市八尾コミュニティセンター条例に定める額ではなく、条例別表に記載されている単価を 1.1 で割り戻した額を端数処理し、その時間単価から使用時間をかけ、1.1 を乗じ、端数処理した額を使用料として算定していた。

(ウ) 冷暖房期間中の使用に冷暖房料金を加算していないものや、冷暖房期間以外に冷暖房を使用した場合に冷暖房料金を加算しているものが複数あった。

(エ) 準備等のために施設を使用する場合の使用料は、富山市八尾コミュニティ

センター条例別表に定める額の 30%に相当する額となり、使用日が冷暖房期間中にある場合は、冷暖房料金として条例別表で定める額の 30%に相当する額を加算すべきところ、条例別表に定める額の 30%に相当する額に、冷暖房料金分の 30%を乗じて加算額を算定していた。

カ 備品台帳及び物品現在高調書について、次の誤りが見受けられたので改善を図られたい。

(ア) 令和 5 年 6 月に購入した八尾コミュニティセンター分館杉風荘の AED について、備品台帳及び物品現在高調書に受入れ及び払出しの記載がされておらず、廃棄した AED の物品棄焼却処分伺の作成がされていなかった。

(イ) 令和 6 年 2 月に地域コミュニティ推進課で一括して購入したワイヤレスマイク等について、八尾コミュニティセンターで受け入れた数と備品台帳に記載された数が一致していなかった。

キ 備品の棚卸しによる調査判明のため、払出事由不明として払い出された備品（会議用椅子）について、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったもので、改善を図られたい。

(4) 商工労働部 コンベンション・薬業物産課

ア 合宿誘致事業補助金について、富山市補助金等交付規則で補助事業完了後 10 日以内に事業実績報告書を提出することを定めているが、10 日以内に事業実績報告書が提出されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 令和 6 年 4 月 1 日の富山市事務専決規程改正に伴い専決基準が改正され、経過措置として「令和 5 年度分までの予算の執行については、なお従前の例による」とされているが、令和 5 年度執行の補助金の額確定にかかる起案について、規程改正後の専決基準により決裁を受けているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

ウ 富山国際会議場の開館時間及び休館日の変更について、指定管理者から、毎月、申請があり承認を行っているが、追加で開館時間等の変更があった場合の承認は行っておらず、また、指定管理者に対して追加分の変更について承認を得るよう指導を行っていなかったので改善を図られたい。

エ 備品の管理について、次の誤りが見受けられたので改善を図られたい。

(ア) 公印（特殊用市長印）及び契印について、備品台帳に記載されていなかった。

(イ) 備品台帳から払い出しされた備品（陳列棚（ガラスショーケース扉付））について、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかった。

(5) 商工労働部 観光政策課

ア 市有不動産貸付料に係る納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 立山山麓ドローンフェスティバル開催事業補助金について、富山市補助金等交付規則で補助事業完了後 10 日以内に事業実績報告書を提出することを定め

ているが、10 日以内に事業実績報告書が提出されていなかったのもので、改善を図られたい。

ウ 令和 5 年 4 月の行政組織改正に伴い廃止された公印及び棚卸しにより払出事由不明として払い出された備品について、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったのもので、改善を図られたい。

エ 所管する施設の物品現在高調書が作成されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

オ 備品の管理について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) テレビについて、備品台帳に記載されていなかった。

(イ) 契印について備品台帳に記載されておらず、また、行政組織改正に伴いコンベンション・薬業物産課へ引き継いだ時に、管理換えの手続きを行っていなかった。

カ 災害応急作業等手当において、事務従事者が申請を行わなかったことにより過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(6) 商工労働部 牛岳温泉スキー場

ア 使用料の減免について、富山市牛岳温泉スキー場条例施行規則第 3 条において、本市に住所を有する者で小学校・中学校等に通学するものがシーズン券を購入する際の減免額は 50%相当額と定められているところ、50%を超えて減免していたので、改善を図られたい。

イ 公印（特殊用市長印）について、備品台帳に記載されていなかったのもので、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 市民生活部 地域コミュニティ推進課

地区（校下）自治振興事務補助金は、富山地域の各自治振興会が雇用する自治振興会事務職員の人件費について補助するものであるが、補助対象や補助金額、補助の条件等を定めた要綱等はない。地域コミュニティ推進課では富山県最低賃金単価を基に積算して翌年度の補助額を予算要求しており、各自治振興会において実際に支払われた人件費（基本的には富山市会計年度任用職員に係る報酬相当額）を超えない範囲で支出している。しかし、交付決定後に富山県最低賃金単価の改定があった場合は、補助金額の変更を行っており、それにより予算に不足が生じる場合は、補正予算や予算流用等の対応も行っている。本補助金は、要綱等が無いことから補助対象経費や補助金の上限額が明確にされておらず、令和 3 年 3 月 17 日行政経営課通知「補助金等交付の適正化について」においても「補助金等交付の有効性及び適正性を担保するため、今後継続して交付を予定している補助金等については、原則、交付要綱等を制定」することが求められていることから、要綱等の早期整備を検討されたい。

（２）商工労働部 観光政策課

指定管理施設である岩稲ふれあいセンターについて、富山市岩稲ふれあいセンター条例で定める休館日は、第２月曜日及び第４月曜日、１月１日とされているところ、宿泊利用者等の利便性向上と売上促進を図るため、条例に基づき指定管理者から休館日の臨時の変更にかかる申請を受けており、通年で第２月曜日及び第４月曜日を開館日としている。

また、牛岳温泉健康センターについては、富山市牛岳温泉健康センター条例で休館日は規定されていないものの、施設の老朽化に伴い定期的なメンテナンスが必要であるため、条例に基づき、臨時の休業の手続きを行い、通年で毎週火曜日を休館日としている。

これらの施設においては、休館日等の変更が通年に及んでおり、条例に定める休館日等の臨時の変更であると言い難いことから、規定に沿った施設運営が行われるよう、条例改正も含めて、今後の事務のあり方について検討されたい。